

名古屋市からの連絡事項について

1 高圧ガス保安法に基づく事務について（平成 30 年度より継続）

名古屋市域における高圧ガス保安法に基づく事務を、平成 30 年 4 月 1 日から行っています。ただし、以下の事務及び事業所は除きます。

- ①高圧ガス製造保安責任者に係る試験、免状交付事務、指定保安検査機関等の指定等
- ②特定製造事業所及びその敷地内の事業所

2 受付・相談窓口について（平成 30 年度より継続）

上記の事務に関する申請書等の受付や相談窓口は、名古屋市役所本庁舎 1 階にあります。消防局予防部規制課保安係になります。申請書等は、お手数ですが窓口までご持参頂くようお願いいたします。

なお、市内の各消防署では受付ができませんのでご注意ください。

【受付・相談窓口】 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市消防局予防部規制課保安係
電話：052-972-3553 FAX：052-972-4196
受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 30 分

3 申請・届出様式について（平成 30 年度より継続）

高圧ガス保安法に係る申請書等の様式については、名古屋市公式ホームページ内に掲載しております。あて名など、愛知県の様式と異なる部分がありますので、新たにダウンロードしていただき、必要書類を添付のうえご提出ください。

【様式の掲載先】

名古屋市公式ウェブサイトトップページ<暮らしの情報>届出と証明
<申請書・届出書ダウンロード>防災・交通安全関係内の『高圧ガス』

4 液化石油ガス法に基づく一部業務について（平成 30 年度より継続）

愛知県事務処理特例条例に基づき、液化石油ガス設備工事届、特定液化石油ガス設備工事業の開始の届出及び氏名等の変更の届出に関する業務を、平成 30 年 4 月 1 日から行っています。

受付・相談窓口や届出様式の掲載先については、上記 2、3 と同じです。

5 危害予防規程に盛り込むべき事項の追加への対応（新規）

平成 30 年に一般高圧ガス保安規則等が改正され、危害予防規程に盛り込むべき事項（地震・津波関連）が追加となりました。既に施行されていますが、既存事業所に関しては、令和 2 年 8 月末日までに変更が必要です。

名古屋市域の対象となる事業所に対しては、名古屋市から個別に連絡します。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法への対応（新規）

南海トラフ地震防災対策計画または南海トラフ地震防災規程を作成する必要がある、津波浸水想定で 30 cm以上の浸水が想定される区域（名古屋市が町丁目を最小単位として指定したもの）にある事業所については、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応を盛り込むことが義務付けられました。

名古屋市域の対象となる事業所に対しては、名古屋市から個別に連絡します。

7 その他の連絡事項について（令和元年度一部改正）

ア 高圧ガス保安法に係る本市の運用方針について

基本的に「愛知県からの連絡事項」に準じた運用をしています。

ただし、以下の事項は愛知県と手続きの方法が異なりますのでご注意ください。

【本市独自の運用事項】

- ① 申請手数料の受付は、原則現金に限ります。（愛知県証紙の使用は不可）
- ② 申請手数料受付時にお渡しする領収書のあて名は、原則申請者名と同一になりますが、手数料の納入にかかる権限を委任する旨の書類を添付していただくことで、納入者の宛名とすることができます。希望時は、個別にご相談ください。
- ③ 申請書等の提出は、郵送ではなく申請者が直接窓口までご持参ください。
- ④ 完成検査証等の受取りの際も、お手数ですが窓口までお越しく下さい。
やむを得ず郵送を希望する場合、住所、あて名等を記入した郵便又は信書使用の返信用封筒に、返送に必要な郵便切手等を貼付、**又はレターパックを同封**のうえ、申請時に併せて提出してください。

※郵送事故に伴う一切の責任は負いかねますので、予めご了承ください。

イ 充てん設備と移動式製造設備の許可をうけるローリーの扱いについて

上記4を除き、液化石油ガス法に係る事務は引き続き愛知県が行うため、みだしのローリーについては、液化石油ガス法に係る充てん設備の申請は愛知県へ、高圧ガス保安法に係る移動式製造設備の申請は名古屋市へ提出してください。所管する行政機関が異なるため、高圧ガス保安法に係る申請についても添付書類を省略しないようにしてください。

ウ 事故発生時の対応について

万が一、事業所内又は市内を移動中に事故が発生した場合は、速やかに上記2の窓口までご報告ください。ただし、上記1②の事業所及び液化石油ガス法に基づく消費設備、貯蔵施設及び供給設備に接続中の上記イのローリーに係る事故は愛知県へ報告ください。